

務	00	01	30年
(令和37年3月末まで保存)			

運 免 第 1 0 9 4 号
令 和 7 年 3 月 1 8 日

交通部内各所属長 殿
各 警 察 署 長

青 森 県 警 察 本 部 長

「行政処分手配者に対する出頭命令に関する事務処理要領」の制定について
行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管に関する事務処理要領については、
「出頭命令等に係る事務処理要領の制定について」（平成31年4月11日付け運免第49号。
以下「旧通達」という。）に基づき運用されているところであるが、この度、道路交通
法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号。以下「改正法」という。）及び道路交
通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第97号。以下「改正府令」
という。）の施行に伴い、個人番号カードと運転免許証（以下「免許証」という。）の
一体化に関する規定が整備され、免許証の保管に関する規定が廃止されることから、「行
政処分手配者に対する出頭命令に関する事務処理要領」を別添のとおり制定して、令和
7年3月24日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようになりたい。
なお、旧通達は、同日をもって廃止する。

担当：運転免許課運転免許管理係

別添

行政処分手配者に対する出頭命令に関する事務処理要領

第1 総則

1 趣旨

この事務処理要領は、改正法による改正後の道路交通法(昭和35年法律第105号、以下「法」という。)第104条の3第2項(法第107条の5第11項において準用する場合を含む。)の規定による出頭命令(以下「出頭命令」という。)等に関する事務の円滑かつ適正な処理を行うため必要な事項を定めるものとする。

2 用語の意義

この要領における用語の意義は、次に定めるとおりとする。

- (1) 「処分書」とは、改正府令による改正後の道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。)別記様式第19の3の3を本県独自に補正したもの「運転免許に係る行政処分事務に関する事務処理要領」(令和7年3月18日付け運免第1095号。)に定める別記様式第24,別記様式第25、府令別記様式第19の3の4、別記様式第19の3の4の2及び別記様式第22の6の処分書をいう。
- (2) 「出頭命令書」とは、出頭命令を行う際に交付する書面(府令別記様式第19の3の5及び別記様式第22の6の2)をいう。
- (3) 「出頭命令通知書」とは、法第104条の3第3項(法第107条の5第11項において準用する場合を含む。)の規定による通知のための書面(府令別記様式第19の3の6及び別記様式第22の6の3)をいう。
- (4) 「行政処分手配者」とは、所在不明、不出頭などの理由により処分書の交付を受けず、「青森県警察における警察共通基盤システムによる運転者管理業務実施細則」(令和7年3月18日付け運免第1074号。「運転者管理業務実施細則」という。)に定める処分手配登録をされた行政処分未執行者をいう。
- (5) 「出頭命令手配者」とは、法第104条の3第2項の規定に違反して、指定された日時・場所に出頭せず、運転者管理業務実施細則に定める出頭命令手配登録をされた者をいう。
- (6) 「認知警察官」とは、行政処分手配者の所在を知った警察官をいう。
- (7) 「所属署等」とは、認知警察官の所属する警察署及び本部所属をいう。
- (8) 「認知県警察」とは、行政処分手配者の発見場所を管轄する都道府県警察をいう。
- (9) 「手配県警察」とは、処分手配登録をした都道府県警察をいう。
- (10) 「住所地県警察」とは、行政処分手配者の住所地を管轄する都道府県警察をいう。

3 都道府県警察相互の連絡、協力

運転免許課長は、行政処分手配者が発見された場合における処分理由等の照会、出頭日時及び場所の指定の協議、処分書の執行依頼等について、認知県警察、手配県警察、住所地県警察の各行政処分担当課長と緊密な連絡と協力の下に行うものとする。

第2 行政処分手配時の事前措置

1 行政処分手配者に係る名簿の整備等

運転免許課長は、行政処分手配者について処分手配簿(様式第1)を作成し、認知警

察官からの照会に対して正確に回答することができるよう必要な整備をしておくものとする。

また、上記処分手配簿（様式第1）は、勤務時間は、運転免許課行政処分担当課長補佐に、勤務時間外は、運転免許課の当直責任者に管理させるものとする。

2 出頭日時及び場所の指定に関する措置要領

運転免許課長は、認知警察官から出頭命令に係る出頭日時及び場所について協議を受けた場合、次の要領により対応するものとする。

(1) 行政処分手配者が、本県に居住している場合

ア 手配県警察が本県警察である場合

出頭日時は、協議を受けた日から原則10日以内の日（平日に限る。期日が土日祝日の場合は、直後の平日を期日とする。）の午前9時から午後4時までの間とする。

出頭場所は、運転免許課とし、これによりがたい場合は、その都度出頭場所を指定するものとする。

イ 手配県警察が本県警察ではない場合

出頭日時は、協議を受けた日から原則14日以内の日（平日に限る。期日が土日祝日の場合は、直後の平日を期日とする。）の午前9時から午後4時までの間とする。

出頭場所は、運転免許課とし、これによりがたい場合は、その都度出頭場所を指定するものとする。

(2) 行政処分手配者が、本県に居住していない場合

住所地県警察及び手配県警察の行政処分担当課長に通報、協議の上、出頭日時及び場所を指定するものとする。

(3) 出頭日時及び場所の記録

運転免許課長は、指定した出頭日時及び場所について、行政処分手配者出頭日時指定表（様式第2）に記録し、当該行政処分手配者の出頭に備えるものとする。

(4) その他

認知警察官が発見した、行政処分手配者に係る免許証が法第101条第1項の更新期間内にあるものであるときは、出頭日時について、原則、有効期間の満了日以前の日を指定するものとする。

第3 行政処分手配者を発見したときの事務処理要領

1 行政処分手配者発見時の認知警察官の措置等

(1) 運転免許課長に対する照会

認知警察官は、情報管理課照会センターの照会結果等から行政処分手配者であることを認知したときは、運転免許課長に、

- ・ 行政処分執行の有無
- ・ 手配年月日、手配県警察、氏名、生年月日
- ・ 運転免許の保有状況、対象者が免許証を有する者である場合は免許証番号、免許情報記録個人番号カードを有する者である場合は免許情報記録番号
- ・ 処分種別及び処分日数

を照会すること。

照会先は、勤務時間中は運転免許課行政処分担当課長補佐、勤務時間外は、運転免

許課当直責任者とする。

(2) 出頭命令

ア 処分手配の内容説明

認知警察官は、運転免許課長から、当該行政処分手配者に対する行政処分が未執行である旨の回答を受けたときは、出頭命令の措置を講じることとなるが、

- ・ 処分は既に執行されている
- ・ 処分の根拠となった違反、事故を思いつかない

等の抗弁を受けたときは、再度運転免許課長に、

- ・ 前回処分以降の違反データ（違反日時、違反場所、違反種別、違反点数）
- ・ 前歴回数
- ・ 累積点数

等を確認し、処分理由等を本人に説明した上で、出頭命令の措置を講じるものとする。

イ 出頭日時及び場所の指定

認知警察官は、運転免許課長と協議した出頭日時及び場所を指定するものとする。

ウ 現住所等の確認

行政処分手配者の現住所が、処分手配時の住所と異なり、県外となっている場合は、住所地県警察において処分書の交付を行うこととなるので、現住所及び連絡先の電話番号を確認しておくものとする。

エ 出頭命令書の作成・交付

認知警察官は出頭命令に際し、出頭命令書を作成し、行政処分手配者に交付する。

この場合、同出頭命令書の写しを確実に作成すること。

(3) 出頭命令書及び出頭命令通知書の作成要領等

別紙「出頭命令書、出頭命令通知書の記載要領」によるものとする。

なお、出頭命令通知書は、法第104条の3第3項の規定により、行政処分手配者の住所地を管轄する公安委員会に対して送付することとなるが、処分手配登録をした公安委員会と住所地を管轄する公安委員会が異なる場合には処分手配登録をした公安委員会に対しても出頭命令通知書を送付することとなることから、写しを確実に作成するものとする、

(4) 認知警察官の事後措置

出頭命令書を交付した認知警察官は、交付日翌日までに、

- ・ 出頭命令書の写し
- ・ 出頭命令通知書（写しを含む）

（以下「出頭命令通知書等」という。）を所属署長等に提出するものとする。

2 所属署長等の措置

所属署長等は、認知警察官から受領した、上記の出頭命令通知書等を運転免許課長に報告の上、送付するものとする。

なお、送付方法は、別に定める「運転免許に係る行政処分事務に関する事務処理要領」の別記様式第1「反則・交通・点数・法令・事故登録票送付書」に、出頭命令等に係るものであることを明記して行うものとする。

3 認知県警察、手配県警察、住所地県警察としての運転免許課長の措置

(1) 本県警察が、手配県警察及び住所地県警察である場合の運転免許課長による出頭日時及び場所の回答

認知警察官又は認知県警察の行政処分担当課から行政処分手配者を発見した旨の報告を受けた運転免許課長は、第2の2の措置要領に基づき、行政処分手配者の出頭日時及び場所を速やかに回答するものとする。

(2) 運転免許課長の事後措置

ア 認知県警察としての事後措置

所属署長等から報告を受けた運転免許課長は、手配県警察及び住所地県警察の行政処分担当課に、行政処分手配者に出頭命令を行ったことを連絡するものとするが、その際、

- ・ 手配県警察の行政処分担当課に対し、出頭命令通知書（手配県警察と住所地県警察が異なる場合は、出頭命令通知書の写し）
- ・ 住所地県警察の行政処分担当課に対し、出頭命令通知書（住所地県警察と手配県警察とが異なる場合に限る）

を送付するものとする。

イ 手配県警察としての事後措置

(ア) 処分執行に向けた措置

認知県警察の行政処分担当課から連絡を受けた運転免許課長は、速やかに処分執行の措置を講じるとともに、手配県警察と住所地県警察が異なる場合は行政処分手配者の出頭日時までに、住所地県警察の行政処分担当課に対し、処分執行の依頼を行うなどの措置を講じるものとする。

(イ) 出頭日変更の要求があった場合の対応

出頭命令書の交付を受けた後に、行政処分手配者から、指定日より早い日に出頭したい旨の依頼があった場合には、出頭命令通知書及び処分書の到達に要する期間等を考慮して、出頭日時を再指定するものとする。

(ウ) 法第109条第1項による出頭命令を受けた行政処分手配者に対する措置

交通違反の事務手続が終了した時点で、法第104条の3第2項による出頭命令の措置を講じるものとする。

(エ) 出頭命令の適切な管理

運転免許課は、出頭命令の措置が講じられたときは、当該出頭命令を受けた者について、出頭命令対象者名簿（様式3）を作成し、出頭命令に関する情報を管理すること。

(オ) 行政処分手配者の出頭時の措置等

- a 処分書の交付は、あらかじめ口頭で処分の内容を告知した上で、処分を執行するものとする。
- b 処分書を交付する際は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条に定める不利益処分に対する不服申立てに関する手続を書面で教示するものとする。
- c 更新期間が到来した行政処分手配者が出頭したときは、取消処分対象者につ

いては直ちに処分を執行し、停止処分者対象者については更新手続終了後に処分を執行するものとする。

ウ 住所地県警察としての事後措置

手配県警察の行政処分担当課から処分執行依頼を受けた運転免許課長は、出頭した行政処分手配者に対し、前記3の3(2)イ(オ)に準じて処分を執行するものとする。

4 経過措置

改正法施行前の規定により保管されている免許証又は国際運転免許証若しくは外国運転免許証の保管及び返還並びに保管証については、改正法附則第5条において従前の例による旨定められていることから、その取扱いに留意すること。

第4 出頭命令に従わなかった者に対する措置

1 過料事件の取扱い

改正法により、出頭命令に違反して指定された日時・場所に出頭しなかった場合は、10万円以下の過料に処せられる規定が新設された。

過料事件は、原則として過料に処せられるべき者の住所地の地方裁判所の管轄とされており、手続の開始は裁判所の職権によるところとなる（非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第119条等参照）が、過料事件のすべてについて裁判所が独自に職権で探知することは事実上不可能であることから、一般には、関係公務員から過料に当たる行為のあった旨の通知を受け、管轄裁判所が手続を開始することとなる。

よって、過料事件の発生を認めた場合、運転免許課においては、各地方裁判所に通知することとするが、この場合、通知先の地方裁判所で必要とする疎明資料等を確認の上、送付すること。

また、出頭命令に際しては、上記過料が新設されたことを念頭に、当該出頭命令を受けた者に対して、出頭命令に従わず指定された日時・場所に出頭しなかった場合は過料に処される可能性がある旨説明し、出頭を担保すること。

2 運転者管理業務への登録等

(1) 出頭命令手配登録

当県で処分手配登録を行った上で、出頭命令を受けた者が当該出頭命令に従わず指定された日時・場所に出頭しなかったときは、運転免許課において運転者管理業務細則に定める出頭命令手配登録を行うものとする。

(2) 出頭命令対象者名簿への追記

出頭命令対象者名簿（様式3）には、出頭の有無等について結果欄に記載し、出頭命令手配者の所在を知った認知警察官からの連絡に対して適切に対応ができるようにしておくこと。その際、出頭命令手配者に関する必要な情報について記録を行い（様式不問）出頭命令対象者名簿とともに編綴しておくこと。

(3) 出頭命令手配者発見時の措置要領

出頭命令手配者の所在を知った警察官は、速やかに運転免許課長に報告すること。報告を受けた運転免許課長は、手配県警察の行政処分担当課と協議の上、当該出頭命令手配者に対して速やかに処分が執行されるための措置を講じるものとする。

なお、本県警察が手配県警察である場合は、1の通知要領に従い地方裁判所に過料

事件の通知を行うなど、適切に対応するものとする。

(4) 出頭命令手配者の住所地が別にあるときの措置要領

出頭命令手配者の所在を知った場合において、出頭命令手配者の住所地が県外であるときは、運転免許課長は当該都道府県警察の行政処分担当課と協議の上、当該都道府県警察に処分執行依頼を行うなど、当該出頭命令手配者に対して速やかに処分が執行されるための措置を講じるものとする。

また、過料事件の通知は過料に処せられるべき者の住所地を管轄する地方裁判所に行うとされていることから、運転免許課長は出頭命令手配者の住所地を管轄する都道府県警察の行政処分担当課と連携して、当該都道府県警察から1の通知要領により通知がなされるように適切に対応するものとする。

3 留意事項

出頭命令は、所在不明や不出頭者などの理由により処分手配登録された者に対して行うもので、指名手配と異なり強制力がないので、いたずらに物議を醸し出すことがないよう言動に留意すること。

別紙

出頭命令書、出頭命令通知書の記載要領

1 運転免許証の場合

(1) 出頭命令書

- ・ 命令日時…出頭命令書を交付した日時を記載する。
- ・ 出頭日時…被処分者の出頭日時を記載する。
- ・ 出頭場所…被処分者の出頭場所を記載する。
- ・ 命令者の所属…被処分者に対して出頭命令を発した警察官の階級及び氏名 氏名等を記載する
- ・ 氏名等…被処分者の人定事項を記載する。

※ 住所については、被処分者が現在住んでいる住所を記載する。

- ・ 免許証…被処分者の運転免許証の内容を記載する。
- ・ 免許情報記録…マイナンバーカードに記録されている免許情報を記載する。

(2) 出頭命令通知書

- ・ 作成年月日…出頭命令通知書の作成日を記載する。
- ・ 公安委員会…出頭命令通知書の送付先都道府県名を記載する。
- ・ 所属、階級及び氏名…出頭命令書の記載要領に同じ。
- ・ 住所…出頭命令書の記載要領に同じ。
- ・ 氏名…保管証の記載要領に同じ。
- ・ 免許証等の番号…保管証の記載要領に同じ。
- ・ 出頭日時…出頭命令書の記載要領に同じ。
- ・ 出頭場所…出頭命令書の記載要領に同じ。

2 国際運転免許証等の場合

(1) 出頭命令書

- ・ 氏名…国際運転免許証等に記載されている外国文字で記載し、発音どおりカタカナでルビを付す。
- ・ その他の項目…1の(1)の記載要領に同じ。

(2) 出頭命令通知書

- ・ 国際運転免許証等の番号…国際運転免許証等に記載されている番号を記載する。
- ・ その他の項目…1の(2)の記載要領に同じ。

様式第 1

処 分 手 配 簿

年

一連 番号	手配月日	手配番号 (処分番号)	氏 名 (免許証等番号)	生年月日	処 分 日 数	住 所	備 考	補 佐 確 認
	月 日			年 月 日	年 日			
	月 日			年 月 日	年 日			
	月 日			年 月 日	年 日			
	月 日			年 月 日	年 日			
	月 日			年 月 日	年 日			
	月 日			年 月 日	年 日			
	月 日			年 月 日	年 日			
	月 日			年 月 日	年 日			
	月 日			年 月 日	年 日			
	月 日			年 月 日	年 日			

※ 「運転免許に係る行政処分事務に関する事務処理要領」に定める別記様式第10「行政処分伺」の写しを添付すること。

処分手配者出頭日時指定表

第 _____ 号

受理年月日	年 月 日 午 前 ・ 後 時 分			受理者	
処分手配者	現住所				
	職業			勤務先	
				電話番号	
	氏名				
	生年月日	年 月 日 生 (歳)			
	免許番号	第 _____ 号			
	免許情報記録番号	第 _____ 号			
手配年月日 及び手配番号	手配 年月日	年 月 日		手配番号 (処分番号)	
手配都道府県 及び処分種別	手配都 道府県	都 道 府 県		処分種別	取消 年
					停止 日
出頭指定日	年 月 日 (曜 日) 午 前 ・ 後 時 分				
出頭場所					
認知警察官	都 道 府 県 課 ・ 隊 ・ 警察署				
	官職				
	氏名	警電			

出頭命令対象者名簿

一連番号	出頭命令の措置		出頭指定		認知県警察 警察署等	被処分者現住所			免許証番号 マイナ免許証の番号	処分種別	手配県名	結果 (出頭の有無)				
	日	時	日	時		氏	名	生					年	月	日	
担当者		場所		大・昭・平 年 月 日生(歳)			所持免許			免許証・マイナ			停止()日	()	補佐確認欄	
		月 日	時 分	月 日	時 分											
出頭命令通知書の送付状況						不出頭の場合に講じた措置										
年 月 日		年 月 日		手配県警察()へ送付			住所県警察()へ送付			年 月 日			地方裁判所へ通知			
		月 日	時 分	月 日	時 分	大・昭・平 年 月 日生(歳)										
出頭命令通知書の送付状況						不出頭の場合に講じた措置										
年 月 日		年 月 日		手配県警察()へ送付			住所県警察()へ送付			年 月 日			地方裁判所へ通知			

出 頭 命 令 書

道路交通法第104条の3第2項の規定により、あなたに下記のとおり出頭を命じます。

命 令 日 時					
出 頭 日 時					
出 頭 場 所					
命令者の所属、 階級及び氏名	⑩				
氏 名	生 年 日 月 日	年	月	日生（ 歳）	職 業
	本 籍				
	住 所				
	免 許 証	第			号
		年	月	日	公安委員会交付
	免 許 報 告 記 録	第			号
	年	月	日	公安委員会記録等	

備考 本籍欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。

出頭命令書

SUMMONS

年 月 日
year month day

住 所
Address in Japan

氏 名
(Surname) (First name) (Middle name)

交付者の所属・階級及び氏名

This summons is Issued by

Ⓔ

In accordance with the provision of paragraph2,

Article104-3 and paragraph11, Article107-5 of

the Road Traffic Law,

出頭場所
you shall appear at

出頭日時

on 年 月 日 時
 year month day hours.

出頭命令通知書

年 月 日

公安委員会 殿

所属

階級

氏名

㊞

道路交通法第104条の3第3項の規定により、下記のとおり通知します。

住 所	
氏 名	
免許証の番号	第123456789000 号 年 月 日 公安委員会交付
免許情報記録の番 号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等
出 頭 日 時	
出 頭 場 所	

出頭命令通知書

年 月 日

公安委員会 殿

所属

階級

氏名

㊞

道路交通法第107条の5第11項において準用する同法第104条の3第3項の規定により、下記のとおり通知します。

住 所	
氏 名	
国際運転免許 証等の番号	第123456789000 号 年 月 日
出 頭 日 時	年 月 日 午前 時 分 午後
出 頭 場 所	